

○学校法人松山大学外部評価委員会規程

2017（平成29）年12月19日

制定

改正 2019（令和元）年5月7日

2019（令和元）年11月12日

2021（令和3）年3月9日

（目的）

第1条 学校法人松山大学（以下「本法人」という。）は、松山大学及び松山短期大学が自ら点検、評価及び改善する活動（以下「自己点検・評価活動」という。）の客観性及び公平性を担保するため、学校法人松山大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 外部評価委員会は、人格識見が高く、かつ、本法人の振興及び発展に関心と理解のある学外の学識経験者3名をもって構成する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項の委員に欠員が生じたときは、速やかに後任委員を選出する。ただし、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外部評価委員会に委員長を置く。

6 委員長は、委員の互選により推薦し、理事長が委嘱する。

7 委員長は、外部評価委員会を代表し、その業務を統括する。

（開催）

第3条 外部評価委員会は、理事長が招集を請求し、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、他の委員の年長者が議長を代行する。

3 外部評価委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議長は、必要に応じて本法人の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議事項）

第4条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 本法人が設置する松山大学及び松山短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について実施する自己点検・評価活動に対する評価及びそれに関する事項

(2) 自己点検・評価活動に対する提言及びそれに関する事項

(3) その他理事長が必要と認める事項

2 外部評価委員会は、前項各号の審議の結果を理事長に報告するものとする。

(手当)

第5条 外部評価委員に対し、別に定める手当を支給する。

(所管)

第6条 外部評価委員会に関する事務は、教学推進課が行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則（2019（令和元）年5月7日）

この規程は、2019（令和元）年5月7日から施行し、2019（平成31）年4月1日から適用する。

附 則（2019（令和元）年11月12日）

この規程は、2019（令和元）年11月12日から施行する。

附 則（2021（令和3）年3月9日）

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。